



厚生労働省
広島労働局発表
令和2年11月27日

広島労働局労働基準部賃金室
室長 狭間英樹
賃金指導官 坂本典枝
(電話) 082(221)9244

広島県特定（産業別）最低賃金（7業種）について、 時間額 1円 ~ 2円の引上げを決定 ~ 令和2年12月31日発効 ~

広島労働局長（なかやま あきひろ中山 明広）は、現行の広島県特定（産業別）最低賃金8業種のうち7業種について、本年12月31日より、それぞれ時間額1円 ~ 2円引上げる旨の改正を決定し、本日、官報に公示しました。

業種ごとの引上額等は別表のとおりです。

広島労働局では、改定された広島県特定（産業別）最低賃金が確実に遵守されるよう、周知・広報に取り組みますとともに、引き続き、中小企業・小規模事業者の皆様へ最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るための以下の支援を中心とした生産性向上等のための支援施策を推進してまいります。

（1）業務改善助成金

広島県内に所在する中小企業・小規模事業者が、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資（機械設備の導入等）などを行った場合に、その費用の一部を助成するものです。

（2）「広島働き方改革推進支援センター」

広島労働局委託事業として、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃金引上げ、労働関係の助成金の活用及び人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。

令和2年度 広島県特定（産業別）最低賃金一覧表

件名	現行の 最低賃金額 (時間額)	引上額	改定金額 (時間額)	引上率	発効日
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、 可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	969 円	1 円	970 円	0.10%	令和2年 12月31日
広島県建設用・建築用金属製品、 その他の金属製品製造業最低賃金	922 円	1 円	923 円	0.11%	
広島県はん用機械器具、 生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金	934 円	1 円	935 円	0.11%	
広島県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	895 円	2 円	897 円	0.22%	
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	914 円	1 円	915 円	0.11%	
広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業 最低賃金	956 円	1 円	957 円	0.10%	
広島県各種商品小売業最低賃金	878 円	改定なし()			令和元年 12月31日
広島県自動車小売業最低賃金	912 円	1 円	913 円	0.11%	令和2年 12月31日

本年度は金額改正がありませんでした。